

## 【 処置 】

### 116 ドレーン法（ドレナージ）の算定について

《令和6年4月30日》  
《令和6年10月31日更新》  
《令和7年10月31日更新》

#### ○ 取扱い

- ① 処置時、持続的吸引を行うことが可能なカテーテル等※の算定がない場合のJ002 ドレーン法（ドレナージ）「1」持続的吸引を行うものの算定は、原則として認められない。  
※ 025 套管針カテーテル、029 吸引留置カテーテル等
- ② 処置時、吸引留置カテーテルの算定がない場合のJ002 ドレーン法（ドレナージ）「2」その他のものの算定は、原則として認められる。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

J002 ドレーン法（ドレナージ）は、各種の体液や膿汁等を体外に誘導排除するものであり、中でも「1持続的吸引を行うもの」は、術後の滲出液が多い手術や胸腔ドレナージなどにおいて、吸引留置カテーテル等を使用して持続的に吸引するものである。

以上のことから、上記カテーテル等の算定がない場合のJ002 ドレーン法（ドレナージ）「1」持続的吸引を行うものの算定は、原則として認められないと判断した。

なお、吸引留置カテーテルの算定がない場合のJ002 ドレーン法（ドレナージ）「2」その他のものの算定は、原則として認められると判断した。